

ハツ場ダム住民訴訟通信 - 6

06.04.07 発行

第2回ハツ場ダム裁判。不誠実な被告(県) 満員の傍聴席を前にして「沈黙の口頭弁論」。

3月29(火)午後1時30分、第2回ハツ場ダム住民訴訟裁判が水戸地法裁判所301号法廷で開かれました。傍聴席は県内各地から駆けつけた茨城の会会員43人(原告9人含む)が見守り、張り詰めた空気の中で開廷しました。今回は去る1月25日に行われた私たち住民の訴えに対し、被告(県)側が「何故、ハツ場ダムは必要なのか」を、反論することになっていました。しかし、被告(県)側は口頭弁論の内容を示した準備書面を提出してあることを理由に弁論は一切無し。ポソポソと聞き取れない小声で終始し、証拠書類を提出するに留まりました。

何のために裁判は公開されるのか。県は主権者である住民の訴えに正面から説明する責任がある。

当日の状況を再現するところとなります。

松本裁判長「開廷します。・・・証拠書類持ってきましたか」被告側伴弁護士「・・・はい・・・」被告席からダンボール箱が裁判長席へ運び込まれる。終始無言。中からは電話帳のような厚い冊子やら書類がぞろぞろ出てくる。いずれもポストイットが無数に挟まれている。

松本裁判長と左右の判事が額を寄せウンウンとうなずいている。

松本裁判長「・・・」今度は原告側にポソポソと話しかける。

段ボール箱が原告側弁護士席へ運ばれる。柏村、浜田の両代表も加わって書類に見入る。

坂本弁護士「この書類は誰が書いたのですか」書類を手に明瞭な声が響く。伴弁護士「・・・」

坂本弁護士「この書類はどこ誰がタイプを打ったのですか」

伴弁護士と被告側全員が額を寄せ「・・・分かりません」

さて、これでお仕舞い。という時、伴弁護士を促すように

松本裁判長「次回は財務会計行為について陳述しますか」伴弁護士「・・・はい・・・」

ずいぶんと省エネな裁判でした。ちなみに無言の弁護士料は県民の税金から支払われているのです。

でも、私たち住民は見ている。今回は、**退屈な裁判から「県の不誠実」をしっかりと見届けました。**

法廷に分けてあげたやこの熱気。茨城県民の良識と怒りが熱い空気を生んだ「裁判説明集会」

法廷を後に、隣接する弁護士会館で恒例の「裁判説明集会」が開かれました。今回は谷萩弁護士が「無声映画」をトーカーにしたかのように解説してくれました。

- ・準備書面とは、口頭弁論の内容を予め裁判所へ提出するもので、だから省略していいものではない。
- ・準備書面(1)は、ハツ場ダムの建設事業内容で、ハツ場ダムはどういう法律のもとですすめられ、同様に負担金も支払われているか。を示すもの。準備書面(2)は、我々の訴えに対しての一応の反論。どちらも資料が古く、十分突破できるもの。と心強い発言でした。

坂本弁護士から法廷での発言について説明がありました。あの書類は県南と県西の市町村長からの水道水の要請書でしたが、ひとつの書類に持ち回りで各市町村長が連判しているもので、明らかに県がつくり署名捺印させたものです。答えは分かっていたのですが、あえて突っ込んでおきました。

意見交換に入り、土浦の水道問題に取り組む船津さんから「土浦の計画の基になっている資料は23年前のもで、もう通用しないもだ」。それを受けて、かすみがうら町議の佐藤さんが「どこも同じことをしている。議会で追い込んで市町村から県を突き上げよう」会場の熱気は一気に高まってゆきました。

この後、専門家の警告を無視して建設を強行し、試験湛水と同時に地滑りが起きた奈良県の大滝ダムのVTR「42年目の裏切り」を上映。ハツ場問題の理論の支柱である嶋津暉之さんがハツ場ダムとの比較をまじえた解説をされました。

締めくくりは浜田原告団長「私は霞ヶ浦導水事業の裁判に負けました。でも今回は違います。傍聴席の人数も熱気も違う。こうした市民運動としての高まりは裁判を動かします。頑張りましょう」大きな拍手と粘り強い運動を誓い散会しました。水戸の空は印象派の絵のように高々と輝いていました。

第3回裁判は6月14日午後1時30分。水戸地裁。裁判説明集会もあります。傍聴席で会いましょう。

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原晴美 〒302-0023取手市白山1-8-5
電話/FAX 取手:0297-72-7506 長野原:0279-84-7010 郵便振込口座:00160-8-556816